

第8編 業務 (火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定)

○火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定

(平成11年3月29日)
告示第9号

大雪消防組合火災予防条例(昭和48年条例第17号)第52条の2第1項の規定に基づき火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等を次のとおり指定する。

- 1 共同溝
- 2 洞道で全長が25メートル以上のもの
- 3 1及び2に類する地下の工作物で全長が25メートル以上のもの

(~1980)